

令和 7 年 度

指定管理者監査結果報告書

(公益社団法人 寝屋川市シルバー人材センター)

寝屋川市監査委員

指 定 管 理 者 監 査

1 監査の目的

指定管理者監査を実施することにより、本制度の目的が適切に達成されているかどうかについて検証し、更に制度導入効果の向上が図られることを目的とする。

2 監査の対象

(1) 指定管理者

公益社団法人 寝屋川市シルバー人材センター

(2) 公の施設

都市公園(11公園)

南寝屋川公園、小路明和公園、みどりの丘さくら公園、まつのき公園、友呂岐緑地、田井西公園、成田公園、初本町公園、池田1号公園、黒原旭町公園、打上川治水緑地(駐車場含む)

(3) 所管課

都市デザイン部 都市四課

3 監査の範囲

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者の公益社団法人寝屋川市シルバー人材センターに行わせた令和6年度の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を対象として実施した。

また、所管課の指定管理に係る事務についても監査の対象とした。

4 監査の期間

令和7年9月29日から令和8年3月27日まで

5 監査の方法

監査に当たっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかについて、指定管理者及び所管課から関係書類の提出を求め、寝屋川市監査委員監査基準

に基づき、関係諸帳簿及び証拠書類の照合、点検、計数確認などを行うとともに、指定管理者及び所管課への実地監査及び聴き取りの方法により実施した。

- (1) 指定管理者の指定の手続について
- (2) 協定書及び年度協定書の締結について
- (3) 協定書及び仕様書に基づく業務の実施について
- (4) 利用申請について
- (5) 利用料金の収納手続について
- (6) 利用料金の減免及び還付について
- (7) 現金の管理について
- (8) 住民の平等利用の確保のための方策について
- (9) 施設の安全対策について
- (10) 公の施設の管理に係る関係法令等の遵守について
- (11) 経営状況について
- (12) 経費節減方策について
- (13) 個人情報管理について
- (14) 経営における関係法令等の遵守について
- (15) 職員体制、研修について
- (16) 利用者へのサービス向上のための具体的な方策について
- (17) 自主事業について

6 指定管理者の概要

- (1) 団体の名称等

公益社団法人 寝屋川市シルバー人材センター

大阪府寝屋川市讃良東町6番1号

理事長 谷口 昌隆

- (2) 選定方法

寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条第1項及び寝屋川市都市公園条例(以下「都市公園条例」という。)第18条の規定に基づき選定。

(3) 指定の議決

令和5年12月市議会定例会

(4) 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

7 施設の概要

(1) 名称及び所在地

都市公園(11公園)

- ア 南寝屋川公園 寝屋川市讃良東町地内
- イ 小路明和公園 寝屋川市明和1丁目地内
- ウ みどりの丘さくら公園 寝屋川市太秦高塚町地内
- エ まつのき公園 寝屋川市明和2丁目地内
- オ 友呂岐緑地 寝屋川市友呂岐水路沿い
- カ 田井西公園 寝屋川市田井西町地内
- キ 成田公園 寝屋川市美井元町、境橋町各地内
- ク 初本町公園 寝屋川市初町2地内
- ケ 池田1号公園 寝屋川市池田1丁目地内
- コ 黒原旭町公園 寝屋川市黒原旭町地内
- サ 打上川治水緑地(駐車場含む) 寝屋川市太秦桜が丘地内

(2) 指定管理者が行う業務

- ア (1)に掲げる都市公園(以下「指定公園」という。)における公園施設のうち、都市公園条例別表第3に掲げる有料施設に係る同条例第20条第1項に規定する利用の許可に関する業務
- イ 指定公園及びその附属設備の維持管理に関する業務
- ウ 上記ア、イに掲げるもののほか、指定公園の運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務

(3) 施設(各都市公園の主な施設)

ア 南寝屋川公園(昭和51年12月開設)

管理面積 47,584㎡

- 運動施設 市民グラウンド(12,120㎡)、市民テニスコート(3,021㎡)、相撲場(75.17㎡)
- 管理施設 管理棟及びその附属施設
- イ 小路明和公園(昭和55年5月開設)
- 管理面積 21,272㎡
- 運動施設 野球場(8,000㎡)
- 管理施設 倉庫、簡易倉庫
- ウ みどりの丘さくら公園(平成26年4月開設)
- 管理面積 2,020㎡
- エ まつのき公園(昭和56年4月開設)
- 管理面積 1,736㎡
- オ 友呂岐緑地(昭和49年3月開設)
- 管理面積 39,460㎡(神田中央公園1,228㎡含む)
- 管理施設 倉庫、ゲートボール場
- カ 田井西公園(昭和51年9月開設)
- 管理面積 20,000㎡
- 運動施設 テニスコート(1,850㎡)
- 管理施設 管理棟及びその附属施設
- キ 成田公園(昭和60年4月開設)
- 管理面積 14,372㎡
- ク 初本町公園(昭和59年4月開設)
- 管理面積 12,000㎡
- ケ 池田1号公園(昭和49年3月開設)
- 管理面積 9,580㎡
- コ 黒原旭町公園(昭和63年9月開設)
- 管理面積 5,731㎡
- サ 打上川治水緑地(平成8年4月開設)
- 管理面積 126,796㎡ 駐車場 5,570㎡
- 管理施設 噴水、倉庫

8 利用の状況

現在11公園が指定管理者制度に基づき運営されており、平成18年度の導入当初から、公益社団法人寝屋川市シルバー人材センター(以下「シルバー人材センター」という。)が指定管理者である。

有料施設である南寝屋川公園のグラウンド及びテニスコート、田井西公園のテニスコート並びに打上川治水緑地駐車場の利用者数は表1のとおりである。

表1 有料施設利用者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
南寝屋川公園 グラウンド	34,617人	39,161人	45,896人	43,796人	42,351人
南寝屋川公園 テニスコート	20,139人	25,228人	29,592人	32,487人	32,588人
田井西公園 テニスコート	9,820人	10,853人	12,318人	7,122人	13,671人
打上川治水 緑地駐車場					34,985台

※ 令和2年度から令和4年度当初まで、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響を受けている。

※ 田井西公園テニスコートは、令和5年10月1日から令和6年7月31日まで、京阪本線連続立体交差事業に伴う工事のため利用を停止していた。また、令和6年8月からテニスコートが2面から3面に増となっている。

※ 打上川治水緑地駐車場は令和6年度から利用料金制による管理を開始した。

9 利用促進の状況

指定管理施設に関する事業内容は、指定公園が快適かつ安全に利用されるよう、適正に維持管理するものである。

施設利用者へのサービス向上や安全確保方策として、また、利用者数増加方策として、自主事業を含め様々な事業を実施している。

それらの事業の内容及び目的を挙げると、高木の剪定による利用者の安全確保及び近隣への配慮、手すりの設置や老朽化した橋の修繕等による利用者の安全確保、樹木や花苗の植栽、苗や球根の無料配布による緑化推進及び公園利用の促進、七夕まつり、手作り市、工作教室開催等による公園利用の促進、テニスボールの販売、テニスラケットの貸出、休日における予約受付等による施設利用者のための利便性向上などである。

10 収支の状況

令和6年度決算の内容は、表2のとおりである。

表 2 令和 6 年度決算（指定管理業務）

（単位：円）

内 容		決 算 額	予 算 額	差 引
収入	利用料金	22,883,422	24,550,000	△ 1,666,578
	市委託料	110,432,000	110,432,000	0
	雑入	690,429	45,296	645,133
小計（a）		134,005,851	135,027,296	△ 1,021,445
支出	人件費	24,832,489	30,098,555	△ 5,266,066
	常勤職員	12,400,870	12,673,467	△ 272,597
	非常勤職員	9,376,536	12,510,453	△ 3,133,917
	福利厚生費	3,055,083	4,914,635	△ 1,859,552
	一般消耗品費	6,282,223	5,173,469	1,108,754
	燃料費	1,271,214	1,424,160	△ 152,946
	印刷製本費	192,500	22,000	170,500
	光熱水費	12,514,209	12,339,550	174,659
	修繕料	12,139,103	5,914,303	6,224,800
	医薬材料費	2,180	6,000	△ 3,820
	電話料	323,060	214,473	108,587
	手数料	4,114,764	5,186,048	△ 1,071,284
	保険料	731,356	799,637	△ 68,281
	委託料	4,041,246	3,899,052	142,194
	賃借料	3,181,970	3,121,800	60,170
	原材料費	3,551,941	3,525,813	26,128
	備品購入費	762,569	555,249	207,320
	公課費	4,389,500	4,218,155	171,345
	その他	54,273,245	59,029,032	△ 4,755,787
	配分金	48,458,255	52,704,493	△ 4,246,238
	事務費	5,814,990	6,324,539	△ 509,549
小計（b）		132,603,569	135,527,296	△ 2,923,727
収支額（a）－（b）		1,402,282	△ 500,000	1,902,282

令和 6 年度自主事業に係る決算の内容は、表 3 のとおりである。

表3 令和6年度決算（自主事業）

（単位：円）

内 容		決 算 額	予 算 額	差 引
収 入	自主事業収入		500,000	
	樹木チップ・加工品	17,900		
	テニス用品貸出・販売	27,600		
	ひょうたん加工教室材料費	3,200		
	手作り市の実施	85,000		
小計（a）		133,700	500,000	△ 366,300
支 出	自主事業支出			
	ひょうたんの種等	8,366		
	手作り市賠償責任保険等	24,610		
	テニスボール等	37,120		
	チラシの配布・ノボリ等	171,087		
	手作り市貸出しテント等	22,400		
小計（b）		263,583	0	263,583
収支額（a）－（b）		△ 129,883	500,000	△ 629,883

11 監査の結果

監査の結果を総合的にみると、事務の執行についてはおおむね適正と認められた。

しかし、一部事務処理に適正を欠くものや、改善を要する事項があり、文書による指摘は2件であった。文書による指摘に至らなかった事項については、口頭により17件指摘した。これらを踏まえて一層適正な事務の執行に努めること。

口頭指摘した事項のうち指定管理者に対する指摘については、所管課の都市四課においても改善状況を確認し事務の改善に努めさせること。

(1) シルバー人材センターに対する指摘

ア テニスボールの販売に係る受払簿について

テニスボールの販売について、受払簿が作成されていなかった。

公益社団法人寝屋川市シルバー人材センター財務規程第47条第3項の規定に基づき、受払簿を備え、仕入れ数、販売個数及び在庫個数を適切に管理されたい。

イ 廃棄物の処理について

産業廃棄物の処理を委託する場合において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第6項及び同法施行令第6条の2第4号の規定により、委託契約は、書面により行わなければならないところ、委託契約書を作成していなかった。

廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令にのっとり処理されたい。

(2) 都市四課に対する指摘

なし

12 意見

指定管理者が市に提出した事業計画書等に対する承認事務については、所管課をはじめ全庁的な課題であることから、ここに意見を付すこととする。

本年度の監査において口頭指摘とした事項に、指定管理者から提出された事業計画書や再委託等の承認行為を所管課が口頭で行った事案がある。令和6年度の指定管理者監査においても、備品の購入や負担額収入等の承認を所管課が口頭で行った事案を口頭指摘とした。

寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び同施行規則並びに同条例第8条第1項に規定する協定書等において、「市が承認行為を書面でしなければならない」旨の規定は見受けられない。しかしながら、承認行為は、指定管理者に対する市の同意の意思表示であり、指定管理者に業務を適正に行わせるうえで重要な市の意思決定であることから、事務処理手続を整備し、文書による記録を残すべきものと思料する。

また、再委託の承認行為について考察すると、現に市の発注する委託業務においては、令和6年3月に業務委託契約に関する再委託ガイドラインが策定され、「再委託の承諾」は、定められた様式により行うようルールが整理されたことを踏まえる必要がある。

本市における指定管理者制度に関することを所管する所属においては、指定管理者に対する承認行為は、市の重要な意思決定であることを十分認識の上、指定管理者制度の適切な運用の観点から関係規程の整備等、承認事務の在り方について検討されたい。

13 むすび

検討・改善を要する事項は以上のとおりであるが、指定公園は、平成18年度から指定管理者制度に基づく運営を開始している。

有料施設利用者数についてみると、令和2年度から令和4年度当初まで、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響を受け、また、田井西公園テニスコートは、令和5年10月1日から令和6年7月31日まで京阪本線連続立体交差事業に伴う工事のため利用を停止したことにより、利用者数が一時的に減少したものの、「9 利用促進の状況」に記載のとおりシルバー人材センターの創意工夫により、有料施設に限らず指定公園利用者の利便性向上に係る事業や利用者数の増加促進につながる事業を積極的に実施している。

今後も指定公園を適正に維持管理し、市民の健康と文化的な都市生活の確保に貢献されたい。